

PD申請資格審査ガイドライン

研究機関移動に関する申請資格は、以下のとおりです。

	受入研究機関と学位を取得した研究機関(研究指導委託先も含む)が異なる。	受入研究機関と学位を取得した研究機関(研究指導委託先も含む)が同一である。
受入研究者と博士課程の指導教員(研究指導委託先も含む)が異なる。	申請資格有り (ただし、実質的な研究機関移動※1に該当しない場合は 申請資格無し ※2)	申請資格無し ※2
受入研究者と博士課程の指導教員(研究指導委託先も含む)が同一である。	申請資格無し ※2	申請資格無し ※2

※1 博士課程時の研究指導の委託先研究機関を受入研究機関としたり、申請者の出身研究室に同時期に在籍していた研究者を受入研究者とするなど、博士課程在学時の環境が採用後の環境と変わらず、申請書の研究計画が博士課程での研究の単なる延長である場合は**実質的な研究機関移動ではありません**。



※2 申請資格無しの場合、「特例措置希望理由書」を提出することが出来ます。
審査の結果、以下の事由に該当すると判定された場合のみ、特例措置が認められます。

1. 身体の障害、出産、育児等の理由により出身研究機関以外の研究室で研究に従事することが難しい場合
2. 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究室を出身研究機関以外の研究室に変更することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

2.について、研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関(外国の研究機関を含む。)においても研究を行うことができるので、特定の研究機器や技術等の有無をもって研究機関の移動ができない理由とするのは、原則認められません。

**以下は、特例措置の事由に該当しないと判定された結果サンプルです。
下線コメントにご注意のうえ、理由書を作成ください。**

1. 難病のため、特定の病院に通院する必要があることを理由としているが、採用期間の半分は海外でフィールドワークを行う計画になっており、説明が矛盾している。
2. 育児中であることは理由として妥当であると思われる。しかし、通勤圏内に同様の研究を行っている機関がいくつかあり、それ以外の選択肢がないことまでの説得性をもっていない。
3. 受入研究者が第一人者であることは確かだが、同様の研究を行っている研究者は他にも多数いる。研究機関移動が極めて困難という状況には該当しない。
4. 特殊なサンプルを用いる研究上の必要性が明確でない。説明があまりにも簡略で、判定情報が十分に得られない。
5. 図書館の利用を理由としているが、他機関に所属していても資料の閲覧は可能である。研究機関移動について十分検討したとは思われない。

※特例措置が認められるのは個別具体的なケースです。

実質的な研究機関移動のガイドライン

特別研究員・PDの申請資格である研究機関移動については、申請書の「大学院在学当時の所属研究機関(出身研究機関)と受入研究機関との関係」が他大学であること、また、「出身大学院の研究指導者」と「採用後の受入研究者」が別の研究者であれば良いものではなく、実質的な研究機関移動であるかどうかを審査しています。審査において実質的な研究機関移動ではないと判定された場合は申請資格がありませんので、**書類選考の結果にかかわらず不採用**となります。

以下は実質的な機関移動ではないと判定されたケースです。受入研究機関・研究者選定の参考としてください。(箇条書きは資格審査判定結果サンプル)



博士課程在学時から受入研究者に指導を受けている

- 受入研究者の評価書に、博士論文副査としての指導内容が詳細に記載されており、在学中から密接に指導を受けていることが明らかである。
- ほとんどの研究業績に受入研究者が入っており、博士課程在学中から重要な研究パートナーであった。
- 博士課程在学時の指導教員と受入研究者は共同研究を行っており、申請書の研究計画もその一部であるように見受けられる。

博士課程在学時から受入研究機関(研究室)で研究を行っている

- 博士課程時の委託先が受入研究室になっており、研究環境が変わっておらず、研究内容も単純な延長である。
- 業績のほぼすべてが博士課程在学当時の機関と受入研究機関との共同研究であり、実質的な機関移動とは考えにくい。
- 博士後期課程の研究業績の多くは、外来研究員として所属する受入先研究室でのものである。

採用後の主たる研究活動が博士課程在学時の機関で行われる

- 研究に使用するデータ・設備の管理は博士課程在学時の機関が行うのであれば採用中の研究活動の大半は博士課程在学時の機関で行うこととなる。受入研究室の役割が明確でなく、実質的な移動とは認められない。
- 申請書から移動の意義が読み取れない。研究計画でも、出身研究機関で実験等を行うことになっている。

※実質的な研究機関移動でない場合でも「特例措置希望理由書」を提出することが出来ます。審査の結果、以下の事由に該当すると判定された場合のみ、特例措置が認められます。

1. 身体の障害、出産、育児等の理由により出身研究機関以外の研究室で研究に従事することが難しい場合
2. 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究室を出身研究機関以外の研究室に変更することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

2.について、研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関(外国の研究機関を含む。)においても研究を行うことができるので、特定の研究機器や技術等の有無をもって研究機関の移動ができない理由とするのは、原則認められません。